

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 2 月 20 日 (火) 第 491 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 1
○くろまぐろ (大型魚) の採捕の停止の解除 (水産振興課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第114号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第16条第1項の規定により, くろまぐろ (大型魚) に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和6年2月20日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について, 本県に定められた数量
15.6トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県定置漁業	11.0トン
鹿児島県その他のくろまぐろ (大型魚) 漁業	4.5トン

鹿児島県告示第115号

漁業法 (昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1-4に規定する全ての知事管理区分におけるくろまぐろ (大型魚) の漁獲量の総量が, 全ての知事管理区分に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きくなったので, 鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則 (令和2年鹿児島県規則第58号) 第2条第1項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める。

令和6年2月20日

鹿児島県知事 塩田康一